

2024年7月12日

株主各位

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号  
株式会社関西フードマーケット  
代表取締役社長 林 克弘

### 剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定公告

当社は、2024年7月30日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

- （注1）本特別配当は、2024年6月20日（木）開催の当社株主総会決議に基づき、2024年7月31日（水）を効力発生日とするエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）が中止されておらず、本株式交換の効力が発生することが確実にであると合理的に見込まれることを停止条件として効力を生じるものとしします。
- （注2）本特別配当の効力発生日は、2024年10月10日を予定しておりますが、本株式交換の効力発生日が変更となる場合は、変更後の効力発生日から70日経過後最初に到来する銀行営業日とするものとしします。

以 上